

令和8年2月 日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市国民健康保険運営協議会

会長 橋本 昌明

令和8年度の京丹後市国民健康保険税について（答申案）

令和8年1月30日付け7保険第2430号で諮問のあった標記の件について、慎重審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

- ① 京丹後市国民健康保険税の所得割税率及び均等割額、平等割額について、令和9年度の急激な上昇を避けるため、令和8年度からの改定を行うこととされたい。
- ② 応能割、応益割のバランス（50：50）を図りながら、所得割、均等割、平等割を改定されたい。
- ③ 具体的な税率等については、京丹後市国保運営協議会において報告をされたい。

2 理由

京丹後市国民健康保険事業特別会計については、令和5年度から前年度繰越金を除く単年度収支が赤字となっている。また令和6年度からは国民健康保険事業基金の繰入により収支のバランスを図りながら運営を行っており、令和7年度も同様に繰入金が必要な状況となっている。

国民健康保険事業基金にも限りがある中で、令和8年度までは基金を繰り入れる運用が可能となる見通しであるが、令和9年度では基金の繰入れだけでは歳入不足となることが見込まれ、安定的な財政運営を図るためには、国民健康保険税の所得割税率及び均等割額、平等割額について、令和8年度から改定することが被保険者の急激な負担増を避けるためには妥当であると考えられるものである。

なお、国民健康保険税率等の改定にあたっては、安定的な財政運営が図られるよう当該基金の残高を一定確保することが望ましいものの、物価高騰による厳しい経済状況が続く中においては、被保険者の負担感が大きくなることについても配慮しなければならないため、改定幅への配慮と同時に、令和8年度と令和9年度の2箇年間の収支不足と

なる見込み額を基礎として、これを2箇年で均等に補う方法を採用することが、現時点において将来的な市民の負担増を抑制する最善の策になるとの結論に至ったものである。

なお、こうした当該特別会計の厳しい状況は、他市町村においても同様であり、多くの市町村が毎年税率等の改定を行っている。

また、税率等の改定にあたっては、市民にわかりやすく、その根拠等について理解が得られる説明や広報に努めるよう配慮いただきたい。

3 審議会の開催状況（国民健康保険税の協議）

第2回 令和8年1月30日 令和8年度の京丹後市国民健康保険税について（諮問）

第3回 令和8年2月9日 令和8年度の京丹後市国民健康保険税についての答申案